



困りごと・心配ごとを抱えている場合は、 身近な窓口にご相談ください！

どんな相談でも断らずに受け止めます。相談の内容によっては、対応にふさわしい機関と連携を図ります。

| 相談内容 | 名称 | 担当地域 | 問い合わせ先 |
|------------|-------------------------|--------|---------------|
| 高齢者に関すること | 敦賀市地域包括支援センター「あいあい」 | 粟野地区以外 | ☎22-7272 |
| | 敦賀市地域包括支援センター「なごみ」 | 粟野地区 | ☎21-7530 |
| | 敦賀市地域包括支援センター「長寿」 | 市内全域 | ☎22-8181 |
| 障がい者に関すること | 敦賀市身体障害者相談支援センター「あいあい」 | 市内全域 | ☎22-8811 |
| | 敦賀市障害者地域生活支援センター「こだま」 | | ☎20-4565 |
| | 地域活動支援センター「はあとぼーとさくらヶ丘」 | | ☎24-4848 |
| | 敦賀市地域福祉課障がい者支援係 | | ☎22-8176 |
| 生活困窮に関すること | 敦賀市自立促進支援センター | 市内全域 | ☎0120-215-331 |
| | 敦賀市地域福祉課保護係 | | ☎22-8123 |
| 子どもに関すること | 敦賀市子育て総合支援センター | 市内全域 | ☎21-1151 |
| | 敦賀市健康センター「はびふる」 | | ☎25-5311 |
| | 敦賀市児童家庭課子ども家庭相談室 | | ☎22-8223 |
| | 敦賀市学校教育課 | | ☎22-8162 |

問い合わせ先 地域福祉課 ☎22-8176

すべての人がいきいきと 安心して暮らせるまちを目指して

12月3～9日は「障害者週間」です

「障害者週間」は、障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者があらゆる分野の活動に参加する意欲を高めることを目的とした週間です。障がいのある人もない人も安心して住み慣れた地域で生活することができる地域共生社会の実現には、市民の皆さま一人一人の理解と協力が不可欠です。この機会に、敦賀市において誰もが暮らしやすいまちを考え、障がいや障がい者について理解を深めてみましょう。

障がいについて今一度考えよう

障がいのある人は、社会の中でどのようなことにバリア（社会的障壁）を感じ、生活のしづらさを感じているのでしょうか。障がいのある人が社会の中で直面しているバリアには大きく分けて4つあります。

①物理的なバリア

公共交通機関、道路、建物などにおいて、利用者に移動面で困難をもたらす物理的なバリア（路上の放置自転車、ホームと電車の隙間や段差、滑りやすい床など）

②制度的なバリア

社会のルール、制度によって、障がいのある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリア（学校の入試、就職や資格試験などで、障がいがあることを理由に受験や免許などの付与を制限するなど）

③文化・情報面でのバリア

情報の伝え方が不十分であるために必要な情報が平等に得られないバリア（視覚に頼ったタッチパネル式の操作盤、音声のみによるアナウンスなど）

④意識上のバリア

周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障がいのある人を受け入れられないバリア（精神障がいのある人は何をするか分からないから怖いといった偏見、かわいそうな存在だと決めつけたりするなど）

差別をなくしましょう

差別の解消の推進には、皆さまの少しの気遣い、気持ちが必要な役割を

ヘルプマーク

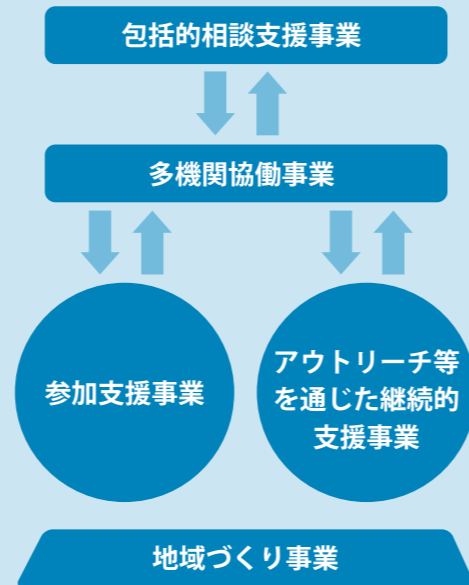


義足や妊娠初期の方など、外見から分からない配慮が必要な方が周囲に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク

担っています。お互いを知らうとすることで、相手の気持ちに立った行動をしましょう。また、左記のマークを身につけている方が困っていれば声掛けしてみましょう。

敦賀市の体制

すでにある各種相談窓口を活用し、関係機関の連携を強化していくことで、支援体制の充実を図ります。



具体的な取り組み

- 包括的相談支援事業
本人や家族の困りごと・心配ごとの相談に対応します。対応にふさわしい機関と連携を図ります。
- 多機関協働事業
さまざまな困りごと・心配ごとを抱えた方や家族に対し、関係機関でチームをつくり支援を行います。
- 参加支援事業
すでにある社会資源や制度では対応できない方に対し、社会とのつながりを回復する支援を行います。
- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
長期間ひきこもり状態にある方などに対し、アウトリーチ（自宅訪問など）を通じ、信頼関係づくりに向けた支援を行います。
- 地域づくり事業
孤立を防ぎ、さまざまな世代が交流・活躍できる場を整備します。

令和5年度から開始

「重層的支援体制整備事業」

少子高齢化など生活のスタイルが変化する中で、いわゆる「8050問題」や「ダブルケア」など、個人や世帯がさまざまな生活上の課題を抱えるようになり、これまでの「高齢者」「障がい者」「子ども」「生活困窮者」といった対象者ごとの支援体制だけでは、対応が困難になってきています。そこで、各分野が連携し支援を実施する「重層的支援体制整備事業」に取り組みます。

